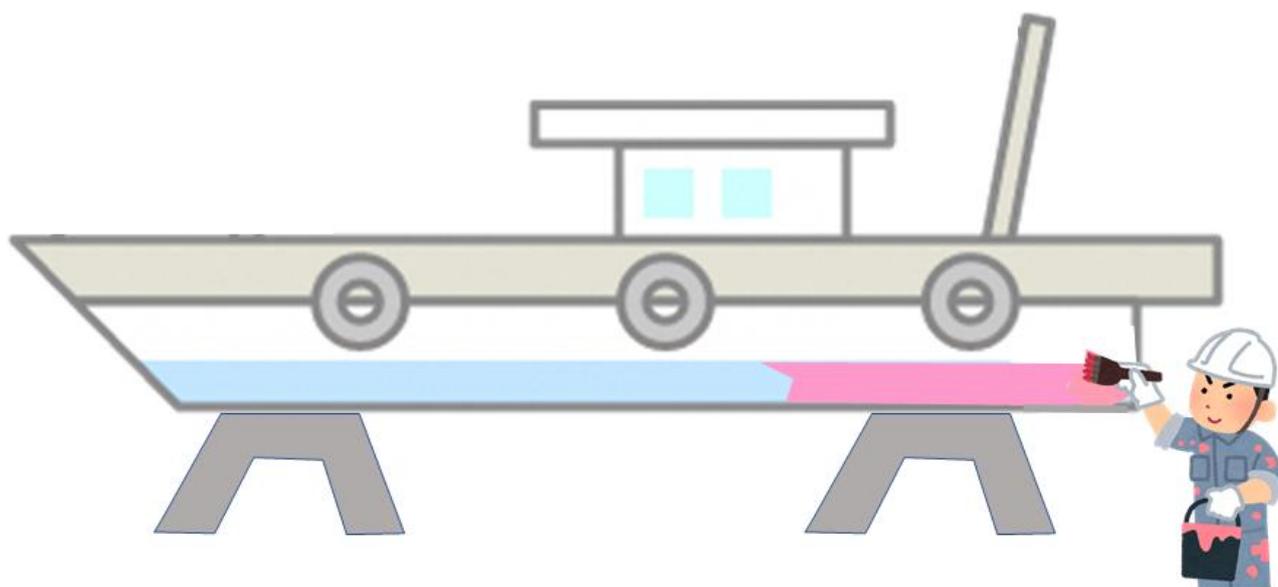


漁業省工ネ対策緊急支援事業
(令和4年度6月補正予算)

船底清掃確認マニュアル



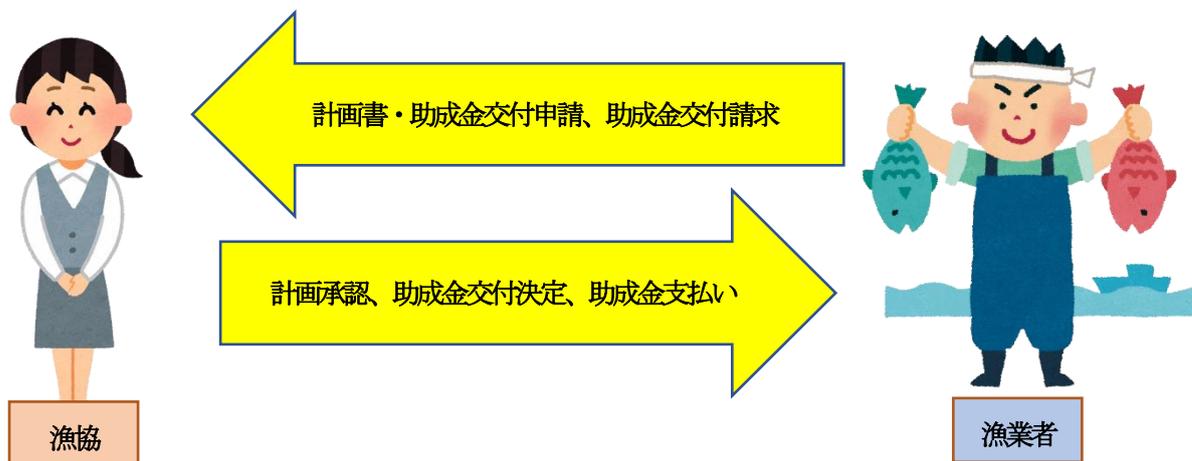
山口県農林水産部水産振興課

令和4年7月1日

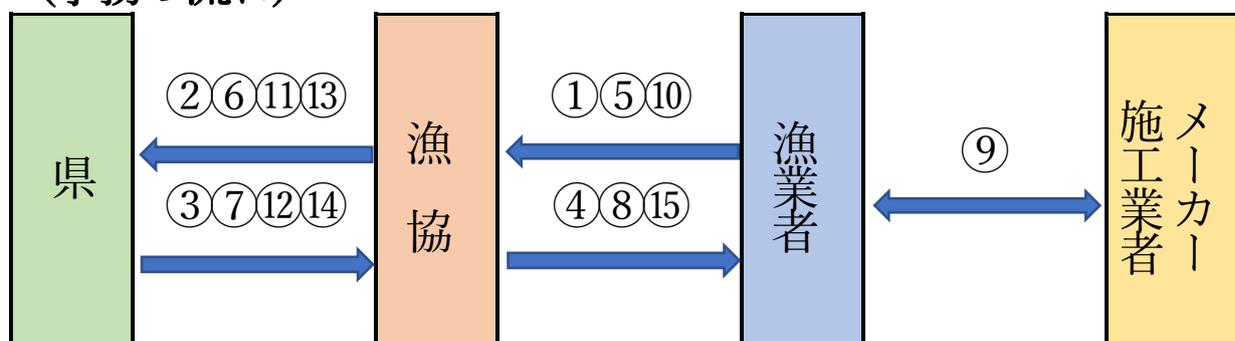
このマニュアルは、山口県が実施する「漁業省エネ対策緊急支援事業」の実施メニューのうち、「船底清掃」を行う場合の事務手続きを例として記載しているので、漁業者が行う事務手続きの指導や漁業協同組合が行う確認作業の参考にしてください。

(1) 事務手続きについて

省エネ活動（船底清掃）を行う場合、組合員と漁業協同組合（支店）の間で、書類のやりとりが必要になります。



県を含めた一連の事務の流れは次のとおりとなります。
(事務の流れ)



- ① 船底清掃を行う組合員等は、「省エネ対策プラン承認申請書」を作成し、所属する漁業協同組合（支店）に提出します。



※ 「省エネ対策プラン承認申請書」には、船底清掃の実施予定時期、対象漁船名、トン数を記入するとともに、実施内容及び期待される燃油削減効果については、記載例を参考に記入してください。

(記載例)

実施内容及び期待される燃油削減効果
<p>〇〇漁港に上架して船底、舵、プロペラ等を洗浄・研磨し、付着生物防止処理を実施する。 これにより船体が受ける水の抵抗が減少し燃油消費量が削減される。</p>

※ 事業費については、実際にかかる予定事業費を記載し、負担区分の欄については、対象漁船のトン数により、記載内容が異なるので、注意してください。

(記載例1) トン数：2.5トン、予定事業費：5万円の場合

事業費	負担区分	
	助成金	自己負担額
50,000円	20,000円	30,000円

(注1) 3トン未満の場合、助成金の補助限度額は2万円です。

(記載例2) トン数：4.9トン、予定事業費：5万円の場合

事業費	負担区分	
	助成金	自己負担額
50,000円	25,000円	25,000円

(注2) 3トン以上10トン未満の場合、助成金の補助限度額は3万円ですが、補助率は1/2以内となります。

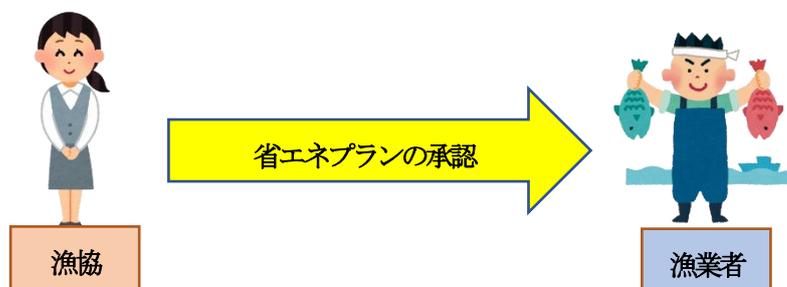
② 漁業協同組合は、組合員等の省エネ対策プランを取りまとめ、事業実施計画承認申請書を県に提出します。



- ③ 県は、事業実施計画承認申請書を審査し、省エネの取組が認められる計画について承認します。省エネの取組が認められない計画については不承認となります。



- ④ 事業実施計画の承認（不承認）を受けた漁業協同組合は、組合員等に対し、省エネ対策プランを承認（不承認）の通知を行います。



- ⑤ 省エネ対策プランの承認を受けた組合員等は、所属する漁業協同組合に対し、助成金交付申請書を提出します。



※ 助成金交付申請書の「申請金額」の欄には、「省エネ対策プラン」の助成額を記入してください。

※ 正確な見積等により、申請金額が「省エネ対策プラン」の助成額と異なることが判明した場合、正確な申請金額を記入してください。

- ⑥ 漁業協同組合は、組合員等の助成金交付申請書を取りまとめ、県に補助金交付申請書を提出します。



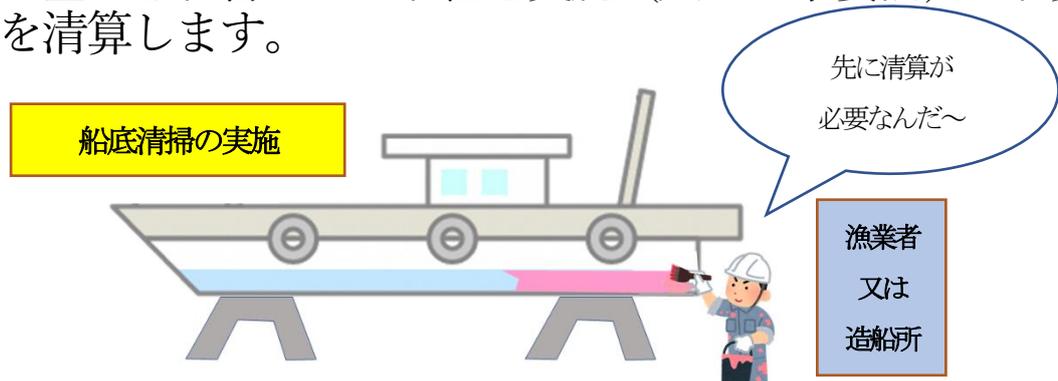
- ⑦ 県は 補助金交付申請書の内容を審査し、漁業協同組合に対し、補助金交付決定を通知します。



- ⑧ 補助金交付決定後、漁業協同組合は組合員等に対し、助成金交付決定を通知します。



- ⑨ 助成金交付決定の通知を受けた組合員等は、省エネ対策プランに基づき、省エネの取組を実施（又は工事委託）し、支払いを清算します。



- ⑩ 組合員等は省エネの取組完了後、証票書類を添えて事業完了報告書及び助成金請求書を所属する漁業協同組合に提出します。



- ⑪ 漁業協同組合は、組合員等の省エネの取組の事業完了報告書を取りまとめ、県に事業実績報告書（要綱及び要領に基づくもの2通）を提出します。



- ⑫ 県は事業実績報告書を確認し、補助金の額の確定を通知します。



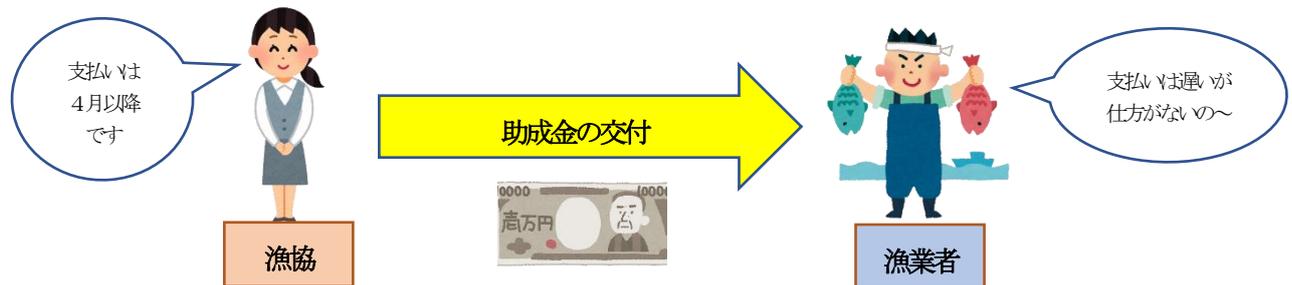
- ⑬ 漁業協同組合は、額の確定受理後、補助金請求書を提出します。



⑭ 県は補助金請求書受理後、補助金を交付します。



⑮ 補助金の交付を受けた漁業協同組合は、組合員等の省エネの取組に対し、助成金を交付します。



※ 助成金の交付は、全体の補助金交付事務が終了する令和5年4月以降となります。それまでは、立て替えて清算をしていただく必要がありますので、漁業者にはその旨をお伝えください。

(2) 事業完了報告時に必要な書類

「漁業省エネ対策緊急支援事業」は、その財源にコロナ臨時交付金を活用しており、**会計実施検査の対象**となります。

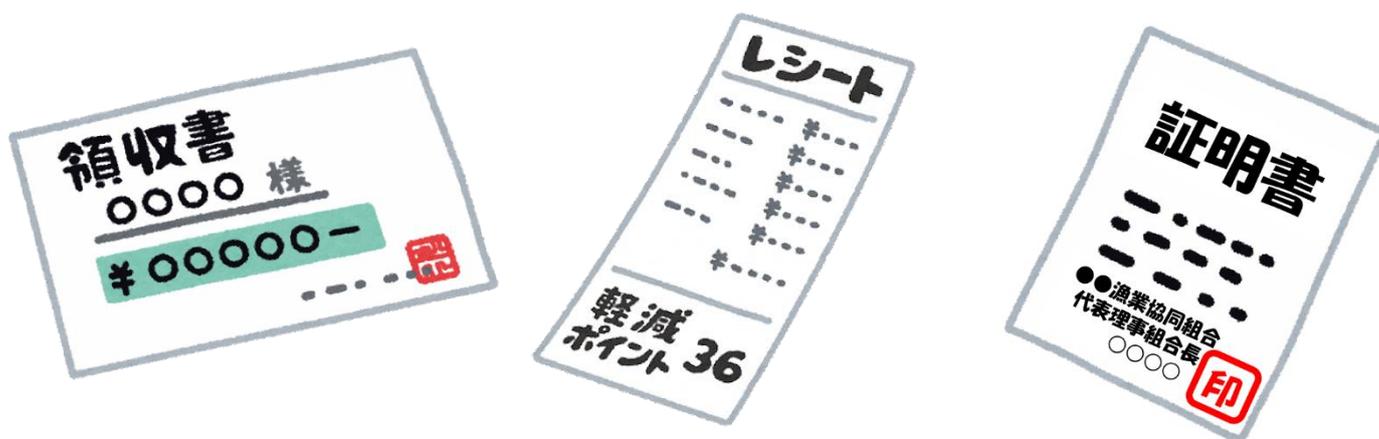
会計実地検査の結果、不正や不備が確認されれば、補助金返還を求められることから、事業完了の確認の際には、次の書類の提出を求めて、省エネの取組が適切に行われているかを必ず確認するとともに、**最低5年間は保管**してください。

(事業完了報告書時に提出を求める書類等)

① 事業に要した経費を証明する書類

具体的には、

- ・ 領収証又は請求書の写し、レシートの写し
- ・ **組合事業を利用した場合、組合の証明書**
- ・ 人件費を要した場合は、アルバイト料等の受領書 など



② 事業実施の前後の状況が分かるもの (写真)

船底清掃を行う場合、**船底清掃前と船底清掃後の写真が必要**です。

船底清掃を行った日付、所属漁協、船名、総トン数をフリップや黒板等に記入して、船底清掃の前後で写真を撮影してください。

(写真撮影例)



※ 漁業者が組合に提出する「事業に要した経費を証明する書類」については、組合事業を利用する場合、領収書やレシートに代わり、組合の証明書をもって替えることができます。組合が証明書を交付する場合、下記例に基づいて作成してください。

事業に要した経費を証明する書類 (例)

□□漁業協同組合に所属する組合員「山口 太郎」が漁業省エネ対策緊急支援事業を利用して、漁船「◆▲丸 (2.9 トン)」の船底清掃を行うにあたり、当組合の利用事業及び購買事業を利用したので、その経費内訳について証明します。

令和4年8月31日

□□漁業協同組合
代表理事組合長 ●●●●

(経費内訳)

・ 巻揚げ施設利用料 (1泊2日)	15,000円 (税抜)
・ 高圧洗浄機利用料 一式	3,000円 (税抜)
・ うなぎ塗料一番 (赤・4kg/缶) 15,000円/缶×2缶=	30,000円 (税抜)
・ 刷毛 4本	1,000円 (税抜)
・ ペイントローラー 1袋	1,500円 (税抜)
・ マスキングテープ 8巻	1,600円 (税抜)
合 計	52,100円 (税抜)

(3) 船底清掃にかかるQ&A

Q：船底清掃の事業費として、どのような経費が認められるのか？

A：造船所等に外注（委託）して船底清掃を行う場合、その委託料となります。

漁業協同組合等の巻揚施設を利用して自らが船底清掃を行う場合、巻揚施設の利用料、高圧洗浄機の利用料・水道料のほか、船底塗料・刷毛・マスキングテープ、腐食防止用の亜鉛版の購入経費等が考えられる。

Q：船底清掃の事業費について、人件費は認められるのか？

A：造船所等に外注（委託）して船底清掃を行う場合、人件費分を含めての業務委託であるため人件費は含まれるが、自己で船底清掃を行う場合、自己の人件費は請求できない。

なお、他人を雇用して（漁師仲間にアルバイト料を支払って）船底清掃を協力してもらう場合、その雇用労賃は事業費に含めてもよいが、その場合、事業完了後、雇用労賃として支払った金額が分かる証拠書類を提出すること。

Q：船底清掃を家族や従業員に手伝ってもらう場合、アルバイト料は支払えるか？

A：同じ経営体の従業員が手伝う場合、通常業務とみなされることから、従業員のアルバイト料の支出はできない。

また、家族経営の場合でも、青色申告等で専従者控除を行っている場合、専従者のアルバイト料の支出はできない。

Q：アルバイト料の単価はどのように計算すればよいか？

A：令和4年3月から適用されている公共工事設計労務単価（山口県・普通作業員）の日額報酬：17,400円を根拠としてはどうか。

（参考）

- ・日額単価：17,400円/日
- ・時給単価：17,400円÷8時間 = 2,175円/時 ≒ 2,100円/時